

## 2026年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断業務 仕様書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「甲」）と当該業務を受託した実施機関（以下「乙」）は、この仕様書及び実施フローに基づき、一般定期健康診断及び特殊健康診断業務健康診断業務（以下「健診業務」）を実施するものとする。

○業務の名称 2026年度一般定期健康診断及び特殊健康診断業務

○業務実施期間 2026年4月1日から2027年3月31日まで

### ○業務の内容

#### 1 健診業務の準備

##### 1) 健診実施計画

実施日：甲乙協議のうえ決定するが、概ね下記日程によるものとする。

- |   |                                 |
|---|---------------------------------|
| } | 【前期】○6月上旬から7月下旬のうち <u>8日間</u>   |
|   | （時間は午前9時から午後4時までとする。）           |
|   | 【後期】○11月下旬から12月下旬のうち <u>5日間</u> |
|   | （時間は午前9時から午後4時までとする。）           |

場 所：岐阜県総合医療センター内で甲が指定する場所

- 2) 甲が送付する「受診予定者情報」に基づき、一般定期健康診断及び特殊健康診断受診票を作成し、甲が指示する方法により受診予定者に配布するほか、甲の指示による配布物がある場合は受診票に同封し、回収する。

#### 2 健診業務の実施

- 乙は、別紙「検査項目一覧表」に示す検査及び自覚症状等の問診を行うこと。
- 検査は、医師の管理のもとに、検査技師、放射線技師など必要なスタッフによる円滑な検査実施に努めること。
- 巡回健診に必要な健診車等の検査機器の整備、管理には万全を期し、健診実施計画どおりに実施すること。また、健診車及び機器に不具合が生じたときは、1時間以内に改善し、健康診断が継続できる体制を整備しておくこと。

#### 3 検査の結果

- 乙は、受診日から起算して、3週間以内に受診者個人結果を総務課宛てに通知すること。なお、結果表の配付については、甲の指示により行うこと。
- 乙は、甲の指定する結果一覧表を作成し、通知すること。
- 乙は、検査結果により、緊急に医療が必要と判断される場合は、速やかに甲に連絡すること。
- 乙は、検査結果により要精密検査と判定した職員について、甲が指定する「精密検査受診結果報告書」及び「精密検査対象者一覧表」を作成し、甲に通知すること。なお、「精密検査受診結果報告書」の配布は、甲の指示により行うこと。
- 乙は、甲が指定するファイル形式により、前期及び後期の実施日ごとの最終日から30日以内に検査結果データを電子媒体により報告すること。  
〔参考：検査結果全データ（特殊健康診断を含む）は CSV 形式  
特定健診対象者の結果データは XML 形式〕
- 乙は、報告した結果データに誤りがあった場合は、甲からの通知後10日以内に訂正し報告すること。

#### 4 未受診者の対応

乙は、甲が別途指定する日までに、未受診者の氏名等を報告し、未受診者が受診できる予備日を設けることとする。その場合は乙の指定場所での受診も可能とすることとする。

#### 5 検査完了の条件

乙は、前期及び後期の実施日ごとに委託業務完了届を甲へ提出すること。

甲は係る提出があったときはその日から10日以内に目的物について検査を行い、検査の合格をもって検査完了とする。なお、当該検査において不合格となり補正等の必要があるときは、乙は遅滞なく補正等を行い、再検査を受けなければならない。

#### 6 費用の支払条件

前期及び後期の実施日ごとの検査完了後、乙は甲に対する費用を請求することができる。

この費用は、税別契約額に、その額に対応する消費税額（1円未満の端数は切り捨てた額）を加えた額として、請求ごとに支払うこととする。

甲は、かかる正当な請求書を受領した時は、その日から30日以内に支払うものとする。

#### 7 その他

- 1) 乙は、甲の要求に応じて、検査結果データの統計処理、資料作成等を行うこと。
- 2) その他必要な事項は甲乙協議のうえ決定する。

## 検査項目一覧表

## (1) 一般定期健康診断

検査項目等	検査内容等	実施回数	予定人数(人)
身体計測	身長、体重、BMI、体脂肪	1	1,095
	腹囲	1	1,095
視力検査		1	1,095
胸部X線検査	デジタル撮影（※別紙注意事項参照）	1	1,095
尿検査	蛋白・糖・潜血	1	1,095
血圧測定	座位	1	1,095
聴力検査	1000Hz・4000Hz	1	1,095
血液検査	生化学的検査 総蛋白、アルブミン、A/G比、総ビリルビン、AST、ALT、LDH、 $\gamma$ -GTP、コリンエステラーゼ、ALP、アミラーゼ、空腹時血糖、HbA1C、総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、GFR	1	1,095
	血液学的検査 赤血球、白血球、ヘモグロビン、MCH、MCV、MCHC、血小板、ヘマトクリット値、血液像		
	血清学的検査 CRP、RF		
心電図検査	12誘導安静時	1	1,095
眼底検査（両眼）	35mmカラー写真（デジタル撮影可） ※検査結果で再検査を要する職員のみ対象 （基準：尿糖+以上、血圧(上)140以上、血圧(下)90以上 いずれか1つ該当する場合）	1	94
便潜血検査	免疫法（2回法） ※30歳以上の職員が対象	1	430
内科診察	問診（※別紙注意事項参照）	1	1,095

(2) 特殊業務従事者健康診断

(ア) 有機溶剤健康診断

取扱物質名	検査内容	実施回数	予定人数(人)
有機溶剤中毒予防規則別表上段 (3) (7) (8) (10)に掲げる物質	基本検査 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査 (キシレン, トルエン, 1・1・1-トリクロエタン, ノルマルヘキサン)	2	延べ18

取扱物質名	検査内容	実施回数	予定人数(人)
有機溶剤中毒予防規則別表上段 (4)に掲げる物質	基本検査 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査 肝機能検査 (N・N_ジメチルホルムアミド)	2	延べ18

(イ) 特定化学物質健康診断

取扱物質名	検査内容	実施回数	予定人数(人)
クロム酸	①業務の経歴の調査 ②他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 ③他覚症状又は自覚症状の有無の検査 ④皮膚及び鼻腔所見の有無の検査 ⑤作業条件の検査	2	延べ34

(ウ) 特定化学物質健康診断

取扱物質名	検査内容	実施回数	予定人数(人)
オーラミン	①業務の経歴の調査 ②他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 ③他覚症状又は自覚症状の有無の検査 ④尿潜血検査 ⑤作業条件の検査	2	延べ34

(エ) 電離放射線健康診断

業務	検査内容	実施回数	予定人数(人)
放射線取扱業務	①被ばく歴の有無の調査 ②白血球数及び白血球百分率の検査 ③赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査 ④白内障に関する眼の検査 ⑤皮膚の検査	2	延べ730

(オ) 指導勸奨による特殊健康診断

業務	検査内容	実施回数	予定人数(人)
VDT作業	①業務の経歴の調査 ②既往歴及び自覚症状の有無の検査 ③眼科学的検査 (1) 視力検査 (5m視力・50cm視力) (2) 眼位検査 (3) 乱視の検査 (4) 調節機能検査 (近点距離の測定) (5) 屈折検査	1	16

	(6) その他医師が必要と認める検査 ④筋骨格系に関する他覚的検査 (1) 視診及び触診 (2) 握力検査 (3) タッピング検査 (4) その他医師が必要と認める検査		
--	---	--	--

(カ) 特定業務従事者の健康診断

業 務	検 査 内 容	実施回数	予定人数(人)
放射線業務、深夜業務、有害物取扱業務、病原体取扱作業、ホルムアルデヒド取扱作業従事者	労働安全衛生規則に定める検査	2	延べ887

※ (カ) について2回のうち1回は一般定期健康診断または人間ドックで代用する。

【注意事項】

- 1) 胸部X線検査はデジタル撮影を原則とし、代替装置を利用する場合、本内容の仕様またはその精度に相当する装置を使用すること。
- 2) 眼底検査は検査結果で再検査を要する職員(※)のみ実施する。  
 ※基準：尿糖+以上、血圧(上)140以上、血圧(下)90以上 いずれか1つ該当する場合
- 3) 便潜血検査は30歳以上の職員に実施する。
- 4) 内科診察では、『意識を失った、身体の全部又は一部が一時的に思い通りに動かせなくなった、活動している最中に眠り込んでしまった等』の症状の有無を確認すること。
- 5) 心電図検査は2箇所以上用意するとともに、混雑が生じないように配慮すること。
- 6) 平成29年8月4日付基発0804第4号厚生労働省基準局長通達7(1)のとおり、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うことのないよう、留意すること。

一般定期健康診断及び特殊健康診断業務 実施フロー

